

中国環境法規制最新事情

第1回 環境法規制体制と政府の管理体制

ピーアンドディーパートナーズ株式会社 代表取締役社長 董培(ドンペイ)

<http://www.pandd.jp>



近年、中国向け輸出が増加し、日本企業の中国ビジネス展開が盛んになっているが、それに伴い中国事業に関わる日本企業が、中国の様々な分野に作られてきた各種行政規制に巻き込まれている。例えば、電気製品や電気通信端末設備、一部の医療機器そして自動車とその部品または玩具等を中国に輸出する場合、中国強制認証制度によって、CCC認証(CCC:China Compulsory Certification)の取得が義務づけられている。また、ボイラー、圧力容器、圧力パイプ、エレベータ等については、中国の特殊設備製造許可の取得が、医薬品や化粧品そして医療器械等についても、中国の衛生許可の取得が、中国への輸出あるいは販売において欠かせないことになっている。

例に挙げたように、さまざまな製品について強制的な法規制が次々と設けられており、会社の設立から、製品の輸出入・製造・販売等といった隅々まで法規制対応が余儀なくされる状況になっている。

特に最近目立つのが、環境あるいは食品に関する法規制を強化する動きである。中国政府は、自国の深刻化

している環境汚染問題や、食品安全問題及び製品品質問題に対応するため、環境法規制、衛生法規制を次々と打ち出してきている。こういった新たな法規制の登場によって、中国事業を展開している日本企業は慌しい対応を余儀なくされている。その一方で、中国の莫大な市場を背景に、これらの法規制の動きに新しいビジネスチャンスを見出す日本企業も出てきているという。

本連載では、昨今、日本の企業が関心を寄せている中国環境法規制の最新事情をとりあげる。御社の中国事業のさらなる展開に役立ち、中国日本両国の一層の経済発展の一助となれば幸いである。

中国環境法規制体制と政府管理体制

最初に中国環境法規制体制と政府管理体制を紹介する。通常、中国で一つの政府規制を公表するにあたって、その規制を作成する根拠としての法律及び規制の要求に適合するための技術的な規格や基準が、同時に公布される。また、その政府規制を所轄

する政府組織は、規制の制定部門、規制の運用を担当する部門、例えば製品の輸出入管理機関や市場検査機関等、といった組織から構成されている。このように中国の環境法規制は、複雑な仕組みになっている。そこで正しく理解するために、まず、中国環境法規制の作成体系と法制体系を知っておく必要がある。図表1は中国環境法規制に関する体系と所管部門を簡略に示したものである。

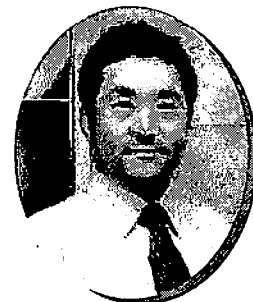
ただし、この図表に表せている所管部門はごく一部で、これ以外多くの政府部門も中国の環境法規制に関わっている点も注意したい。例えば、國務院所属の商務部、科学技術部、工商管理総局、税関総署等といった組織も各自の職務範囲内で、環境法規制の実施監督や規制違反の処罰などを行っている。また最近では、環境法規制の制定から公布、実施に至るまで、複数の部門が共同で行うケースが増えてきている。2007年3月1日にスタートした電子情報製品汚染制御管理方法(中国版RoHS)は、情報産業部、国家発展改革委員会、商務部、税関総署、国家工商行政管理総局、国家品質監督検査検疫総局、国家環境保

中国環境法規制最新事情

第2回 主な環境法規制の特徴及び最新動向

ピーアンドディーパートナーズ株式会社 代表取締役社長 董培(ドン ペイ)

<http://www.pandd.jp>



最近、中国の環境問題は、日本でもマスコミなどで大きく取り上げられており関心を集めている。水質汚染、大気汚染、工業廃棄物汚染、さらに工業製品汚染及び食品汚染まで、様々な分野で環境問題が発生している。それに伴って、中国には環境法規制があるのかとの疑問をもたれることも多いようだ。また、昨年、中国電子情報製品有毒有害物質制御方法、いわゆる中国版RoHSというべき規制が公布され、日本の多数の業界からこの規制は注目を集め、セミナーや講演会などが盛んに開催されており、中国の環境法規制イコール中国版RoHSという見方も少なくないようになっている。

だが現実には、中国の環境法規制は、30年近く前からすでに制定されており、その後整備を重ねてきている。1979年、第一部環境法律としての中華人民共和国環境保護法(施行案)が中国人民大会に公布され、そこで初めて環境法規制の導入がスタートした。その3年後には中華人民共和国海洋環境保護法も正式の法律として公布され、施行している。そして今日に至るまで、中国ではすでに9本の環境に関する法律が施行して、その下には、国務

院に公布されている環境行政法令が50本余り、国務院所属の各関連部門から約200もの環境規制や環境省令などが公布されている。また、軍隊に関連する環境法規制は約10本あまり、各地方人民大会(日本の地方議会相当)と地方政府から約1,600もの環境法規制が導入されている。さらに、それらの環境法規制に付帯している800余りの環境基準も実施しているという状況である。

中国の主な環境法規制と公布部門を表したのが図表1である。

ここに示されているように、中国の環境法規制は、環境の保護、環境汚染の防止といったことから良い環境作りというように、様々な面にわたって設けられている。その全貌を見ると、すでにネットワークのような形を成しているが、益々深刻化している環境問題は改善される傾向がなかなか見えてこないのも事実である。その原因の一つとして、近年の驚異的な経済成長と工業化に伴って、廃棄物の排出量が急速に増加することで、汚染レベルが極めて高い水準に達してしまっていることが挙げられるだろう。また、もう一つの

見逃せない要因として、数多くの法規制が存在はするが、十分には機能していないことが否めない。これは、まさに中国環境法規制の最大の問題といえよう。例えば、ほぼ20年前に、環境保護法は環境法規制の最高の法律として制定された。その中では、環境の監督管理、環境保護改善、環境汚染とその他の公害の防止、責任と処罰原則などに対して、マクロ的に規定されているが、この法律を有効に施行する細則や、技術的な規格などは、ほとんど制定されていないのである。結果として、法律が形式的に存在するという状況になってしまっている。

実用性が乏しい、技術的政策が少ない、各環境規定の間に繋がりが弱い、違法企業に対する処罰基準が不明確あるいは軽微、そして規制実行部門の執行力が低い……これが中国政府も認める環境法規制の実状である。

もちろん政府としても指をくわえているわけではない。2006年12月、第一回中国環境法規制会議が開かれ、環境の主要管理部門である国家環境保護総局は、全国人民大会と提携し、環境の法規制に関して、既存のものについて

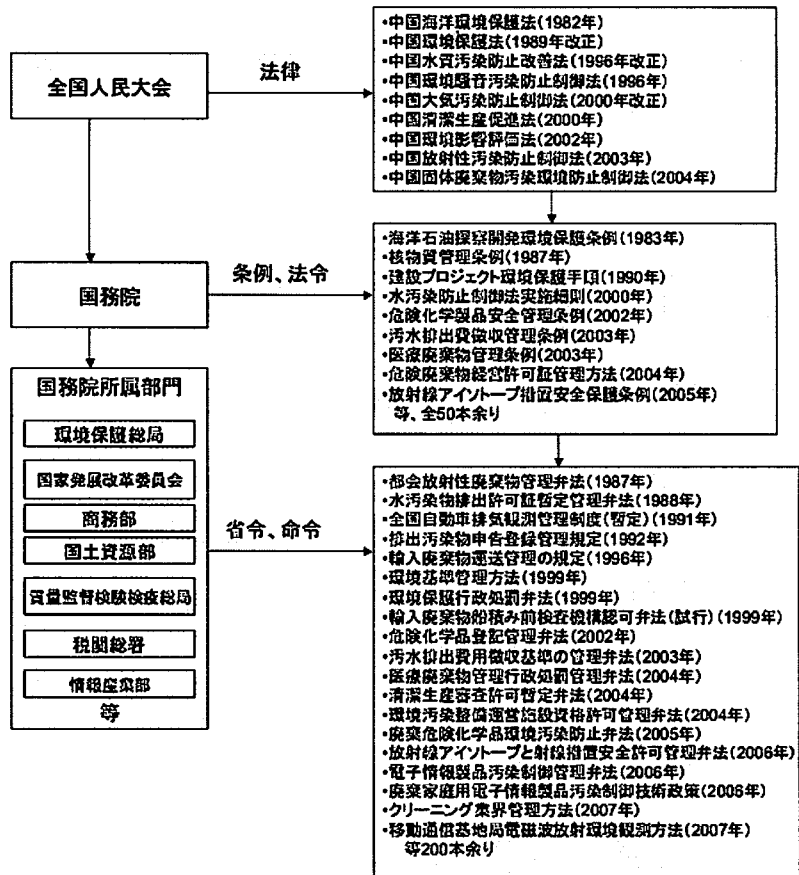
ては、全面的に整備、改正し、必要なものを新たに制定することを表明した。目標としては10年後に、すべての領域わたって十分に機能する環境法規制のシステムを構築することを目指すという。今後、中国の環境規制は一層強化していくのは間違いない。

今年3月から、中国電子情報製品有毒有害物質制御方法(中国版RoHS)がスタートし、中国の環境法規制はより具体化し、それに伴い製品や技術そして企業の製造プロセスに対する条例や省令などが相次いで公布される見通しである。2005年から中国発展改革委員会が作成してきた廃棄家電製品及び電子製品回収処

理管理条例(中国版WEEE)は中国版RoHSと組み合わせる規制として、すでに国务院の審査に提出されており、年内に国务院の条例として公布される予定である。

それ以外にも、今年4月26日より、2007年加工貿易禁止類輸入商品目録が公布され、新目録は環境保護の目的でさらに186種類の商品を追加し、990類の商品が加工貿易の禁止対象になっている。また、8月1日、情報産業部と環境保護総局と共同で公布した

図表1 中国の主な法規制



中国移動通信基地局電磁波放射環境観測方法も施行している。さらに現在、新しい環境規制である遺伝子組み換え生物安全法を制定する動きがあり、修正規制として環境保護法の全面改訂が着手されている。つい最近の8月24日から、水質汚染防止制御法の修正案も意見募集が行われている。

このように中国における環境法規制は次々と整備、改正され、また新たな法規制も登場する状況にある。▼

ピーアンドディーパートナーズ株式会社
代表取締役社長

董培(ドンペイ)

ピーアンドディーパートナーズ株式会社は、日本企業の関心の高い中国に特化し、中国の安全衛生、環境保護などに関する法規制や規格のデータベース作成及びその情報提供等によって、中国輸出製品の強制的な許認可取得サポートを行っている。とりわけ中国の各種法規制・規格の調査が得意分野である。また、日本商品の中国市場拡販と日本企業の中国へ事業進出におけるトータルなサポートも提供している。

社長の董氏は中国で10年余り青島日報の新聞記者をした後、1995年来日。2000年三重大学大学院人文社会科学部研究科行政専攻を卒業後、当時の(株)エーベックインターナショナル(現(株)UL Japan)に入社。中国現地ISOコンサルティング子会社の副社長、日本本社経営企画室、ビジネスプランニング部、社長室等で日中ビジネスの橋渡しを経験してきた。2007年6月に独立、ピーアンドディーパートナーズ株式会社を起こしている。

中国環境法規制最新事情

第3回 「清潔生産促進法」と製品環境規制

ピーアンドディーパートナーズ株式会社 代表取締役社長 董培(ドンペイ)
<http://www.panddj.jp>



中国の環境法規制は大きく分けると、おおよそ3種類になる。今までの連載に紹介した主な環境法規制を見てみると、まずは、廃水、廃気、騒音に対する環境汚染防止法規制である。例えば、「中国水質汚染防止改善法」や「中国大気汚染防止制御法」等である。2番目は、企業の建設や企業の生産過程に対する環境保護規制。例としては、「建設プロジェクト環境保護手順」、「クリーニング業界管理方法」等である。そして、3番目として、製品環境法規制が挙げられるだろう。ある種の製品に対して、環境汚染する可能である物質の含有量を制限するあるいは禁止する法規制を指している。この環境法規制は、近年、日本でも注目されており、特に注目を集めているのは中国版RoHSと呼ばれる「電子情報製品有害物質制御防止弁法」である。

今年3月1日にスタートした中国版RoHSは、日本をかなり騒がせている。この規制の作成者達が、中国国内より日本の方が、中国RoHSに対する関心が高まっていると話していたほどである。

そもそも、中国の製品環境法規制は、中国版RoHSだけではなく、1987年に中国の第一部製品環境規制として「核物質管理条例」が公布されている。その後、2002年、中国の最高法律として、全国人民代表大会において、「清潔生産促進法」(日本語はクリーン生産法も呼ばれている)が作り出され、2003年1月1日に施行している。

この「清潔生産促進法」は、中国で初めてのクリーン生産に関する法律であり、世界的に見ても、この分野に特化した内容の法律は少ないと言われる。同法は、総則、クリーン生産の推進、クリーン生産

の施行、奨励措置、法的責任そして付則という全6章42条から構成されていて、有害物質の制限やリサイクルの促進が提唱されている。

この法律における「クリーン生産」とは、生産計画の改善、クリーンなエネルギー及び原料の使用、先進的な工業技術及び設備の導入、管理の改善、並びに総合的利用などの措置により、出発点から汚染を低減し、資源の利用効率の向上を図り、生産、サービス及び製品使用の過程における汚染物の発生及び排出を減少させ、又は除去し、もって人類の健康及び環境への危害を軽減し、又は消滅させることを指すと、定義されている。さらに、中国国内で生産及びサービス活動に従事する事業体は、この法律に基づいて、クリーン生産を実行しなければならないと規定されている。

また、同法は企業に対するクリーン生産の義務も下記のように明確に示されている。

- ①無毒、無害もしくは低毒又は低害の原料を使用する。
- ②資源の利用効率がよく、汚染物の排出量が少ない技術及び設備を使用する。
- ③生産過程で生じる廃棄物、廃水及び余熱などは、総合的利用又は循環使用を行う。
- ④国又は地方が規定する汚染物排出基準及び汚染物排出総量規制基準を達成できる汚染防除技術を導入する。

「清潔生産促進法」は中国において益々深刻化している環境汚染の実態を食い止めるために登場した画期的な環境法規制とも言える。この最高の法律指針に従って、中国ではより実用的な環境法規制の制定が動き出している。

それはこの連載でも度々紹介してい

る中国版RoHSと、今年内に公布する予定の中国版WEEE「廃棄家電回収処理管理条例」で、製品の環境規制として、「清潔生産促進法」に基づいて制定されている。中国版RoHSは、電子製品の生産者あるいは輸入者は、市販の電子製品、または説明書に当該製品の使用による悪い環境影響の出ない「環保(クリーン)の使用期限」、製品に含まれる有毒、有害物質・元素の含有部品、含有量、名称、リサイクル可否を明記しなければならない。また、包装物、あるいは説明書に包装材料を明記しなければならないと、規定されている。さらに中国版WEEEには、メーカーのリサイクルに必要な情報を提供、廃棄家電などを回収しなければならない、また、販売者やアフターサービス提供者も廃棄家電などを収集し、指定の処理工場に送る義務があると、明記されている。

今後の見通しとして、中国では「清潔生産促進法」という上位法律の下で、電子情報製品と家電製品以外の製品に対して、環境規制の制定と公布も予定されている。▼

ピーアンドディーパートナーズ株式会社
代表取締役社長

董培(ドンペイ)

ピーアンドディーパートナーズ株式会社は、日本企業の関心の高い中国に特化し、中国の安全衛生、環境保護などに関する法規制や規格のデータベース作成及びその情報提供等によって、中国輸出製品の強力的な許認可取得サポートを行っている。とりわけ中国の各種法規制・規格の調査が得意分野である。また、日本商品の中国市場拡大と日本企業の中国へ事業進出におけるトータルなサポートも提供している。

社長の董氏は中国で10年余り青島日報の新聞記者をした後、1995年来日。2000年三重大学大学院人文社会科学部研究科行政専攻を卒業後、当時の(株)イーベックスインターナショナル(現(株)UI Japan)に入社、中国現地ISOコンサルティング子会社の副社長、日本本社経営企画室、ビジネスプランニング部、社長室等で日中ビジネスの橋渡しを経験してきた。2007年6月に独立、ピーアンドディーパートナーズ株式会社を起こしている。

中国環境法規制最新事情

第4回 「電子情報製品汚染制御弁法」 中国版RoHS(1)実施後の最新動態



ピーアンドディーパートナーズ株式会社 代表取締役社長 董培(ドン ペイ)
<http://www.pandd.jp>

今年2月28日公布、3月1日にスタートした中国「電子情報製品汚染制御弁法」、いわゆる中国版RoHSは、公布前から日本で盛んに宣伝されていた。例えば、2005年9月、当時筆者が働いていたユーエルエーパックス(現ULJapan)の招聘で、中国情報産業部経済体制改革運行司の黄建忠所長が来日し、セミナーを開催したところ、200社余りの日本メーカーの関係者が集まったのが印象的であった。その後、数多くの中国版RoHSセミナーが開催されたのはご存知の通りである。

中国版RoHSは、日本の多くのメーカーに浸透していると感じているが、つい最近、三洋電機の中国現地法人が製造した電子レンジから、基準値を超える鉛等が検出されたとのニュースが報道された。中国の関連記事及び検査実施部門の北京工商管理局の行政公告を調べると、三洋電機中国安徽省合肥現地法人が製造した「EM-2010EB1」型の電子レンジは中国のSJ/T 11364-2006規格に適合していないため、中国市

場で販売されていた対象製品はすべて販売撤去の処分を受けたとの内容であった。

SJ/T 11364-2006規格は、中国「電子情報製品汚染制御弁法」つまり中国版RoHSの規定の一つで、正式名称は「中国電子情報製品汚染制御標識要求」という。同規定は、中国「電子情報製品汚染制御弁法」に従って、中国国内で販売する電子情報製品に含有されている有毒有害物質の名称、含有量及び環境保護期限、リサイクル可否等を表示しなければならないと規定している。今回、北京工商管理当局に指摘されている三洋「EM-2010EB1」型の電子レンジは、製品に含有されている鉛、カドミウム、六価クロムが基準値を超えたか、表示していないため、規定違反となった。

筆者は直接、中国版RoHSの制定部門である中国情報産業部の関係者と連絡を取り、今回の処分について聞いた。彼らによると、中国版RoHSを実施して以来、規制違反の取り締まりの初めてのケース

ということだ。また、三洋電機の「EM-2010EB1」型電子レンジに続いて、中国企業も中国版RoHS規定に違反したため、販売禁止の処分も受けているとの情報もくれた。

中国版RoHSの内容を簡単に説明すると次のようになる。輸入品も含め中国国内で販売している電子情報製品に関して、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDF)の6種類の有毒有害物質の含有量の基準値が決められており、基準値を超えた場合、製品にマークを表示しなければならない。また、マークで表示する際は、対象製品の確認、6種類物質含有量の試験測定、マークの表示方法などについて、規格に沿って取り扱わなければならない。図表1は中国版RoHSの構成である。この中国版RoHSがスタートして、既に8ヵ月あまり経ったが、その中身については現在も手直しされている。

11月9日には中国版RoHSの構成規定である環境保護使用期限通則」

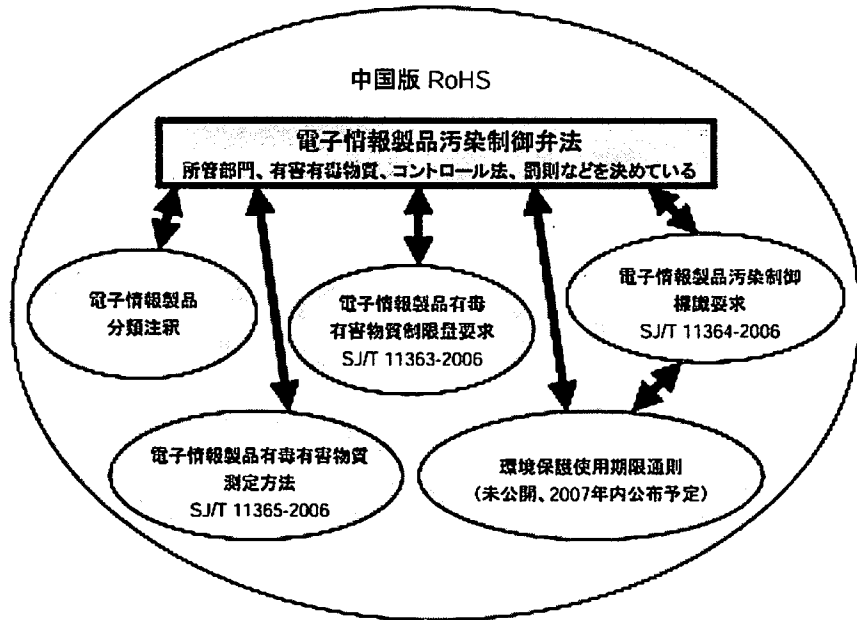
が、専門家の評議会を通過して、上級の審査部門に提出されており、2007年内には公布される予定である。同通則は、電子情報製品の環境保護使用期限の決め方について規定している。環境保護使用期限とは、製品に含まれる有毒物質、有害物質が漏れ出したりせず、または元素が変異して汚染を起こしたりしない期間をさす。

また、10月24日、中国情報産業部、税関総署、工商管理総局、品質監督検査検疫総局は共同で命令を公布している。その内容は、2007年の

10月から12月までの3ヵ月間は、中国版RoHSの施行状況の重点検査期間と決め、市販の対象製品に対して、有毒有害物質標識の有無に関してランダムサンプリングを行うというものである。

中国版RoHS実施におけるもう一つ注目すべき動きは、中国情報産業部が、中国電子工業標準研究所、電子第五研究所と電信研究院の三つの試験所の中に、それぞれ情報

図表 1 中国版RoHSの構成



* R&D パートナースは中国版RoHSコンサルティング会社として、中国版RoHSのすべての和訳資料を提供している。

産業部電子情報製品汚染制御技術促進センター、情報産業部電子情報汚染制御試験センター、そして情報産業部環境保護促進センターを設立するとの発表が7月になされた。これらの設立の動きは、今後、中国版RoHSの対象製品が、中国CCC (China Compulsory Certification) 強制認証の対象に含まれることを示していると思われる。

今回は、中国版RoHSの対応ポイ

ントについてまとめて説明する。▼
ピーアンドディーパートナーズ株式会社
代表取締役社長
董培(ドンペイ)

ピーアンドディーパートナーズ株式会社は、日本企業の関心の高い中国に特化し、中国の安全衛生、環境保護などに関する法規制や規格のデータベース作成及びその情報提供等によって、中国輸出製品の強制的な許認可取得サポートを行っている。とりわけ中国の各種法規制・規格の調査が得意分野である。また、日本商品の中国市場拡販と日本企業の中国へ事業進出におけるトータルなサポートも提供している。
社長の董氏は中国で10年余り青島日報の新聞記者をした後、1995年来日。2000年三重大学大学院人文社会科学部行政専攻を卒業後、当時の(株)エーベックスイインターナショナル(現(株)UL Japan)に入社、中国現地ISOコンサルティング子会社の副社長、日本本社経営企画室、ビジネスプランニング部、社長室等で日中ビジネスの橋渡しを経験してきた。2007年6月に独立、ピーアンドディーパートナーズ株式会社を起している。

中国環境法規制最新事情

第5回 「電子情報製品汚染制御弁法」

中国版RoHS(2)実施後の対応ポイント

ピーアンドディーパートナーズ株式会社 代表取締役社長 董培(ドンペイ)
<http://www.pandd.jp>



前回の中国版RoHS実施後の最新情報では、今年の10月から12月までの3ヵ月間は、施行状況の重点検査期間として、市販の対象製品に対して、有毒有害物質標識の有無についてランダムサンプリングを行っているで紹介していた。実際、この有毒有害物質の含有量標識は、現時点において、まさに中国版RoHSの実施に最も重視されている点だと言えるだろう。しかし、この標識で正確に表示するためには、いくつかのプロセスが必要となってくる。

中国版RoHSの内容概要

そもそも、中国版RoHSは、対象製品に有毒有害物質の標識の表示を要求するだけでなく、電子情報製品がもたらす環境汚染や人体への悪影響を予防することがその立法目的である。国務院所属する部門の省令として、政府の管理と監督の部署を規定し、電子情報製品の汚染制御方法と規制違

反の罰則を明確している中国版RoHSについてポイントをまとめたのが下図表である。

企業の対応ポイント

中国版RoHSのポイントは、すべての電子情報製品を販売、輸入する場合、環境保護使用期限と6種類の有毒有害物質の含有量を明確に標識しなければならない点である。

対応ポイントとして、まず、企業は自社の製品が電子情報製品になっているかどうかを確認することが挙げられる。多くの製品は中国版RoHSに付随する「電子情報製品分類注釈」によって確認することができるが、電子情報産業において、次々と登場する新製品が対象製品になっているかどうかを判断しにくいこともあり注意が必要だろう。

最近、日本の企業からよく聞かれるのは、電子部品と情報部品が含まれている機械製品が中国版RoHSの対象になるかどうかといった点である。この場合、電子部品と

情報部品の価値が製品全体金額の比率によって判断するとよいだろう。つまり全体金額の50%以上を占めるならば、電子情報製品として扱うべきといえる。

第二のポイントは、環境保護使用期限と製品の有毒、有害物質の含有量及び包装材料の名称を標識すること。これは、「環境保護使用期限通則」と「電子情報製品汚染制御標識要求」「包装標準」によって行うことだが、「環境保護使用期限通則」に列挙されていない製品の環境保護使用期限は、製造者が自ら確定してもよい。

第三の対応ポイントとしては、正しく標識するために、「電子情報製品有毒有害物質測定方法」によって、製品の有毒、有害物質を測定すること。基本的には、企業自身が行ってもよいが、今後の中国CCC強制認証の対応に備えるためにも、中国情報産業部に指定されている測定試験室で測定してもらうことを薦める。

中国版RoHSの展望とCCC強制認証の動向

現時点では、中国版RoHSの実施にあたり、最も要求されているのは対象製品の標識ということだが、最終的には、対象製品は「電子情報製品汚染制御重点管理目録」に入り、CCC強制認証制度にも適用されることになる。更に公布される予定の中国WEEE「廃旧家用电器(廃棄家電)回収処理管理条例」と組み合わせ、中国電子、情報製品汚染防止と制御制度は完成となる。

今後作成予定の「電子情報製品汚染制御重点管理目録」は、すでに施行している中国最大の強制認証制度であるCCC強制認証の対象製品リストと呼べるものである。CCC強制認証は、対象製品には中国の指定している認証機関が製品の試験と認証を行った上に、製品の製造企業に対する工場検査も求めている。つまり、対象製品の安全と品質のマネジメントシステムも、中国の関連規格に適合することが必要となってくるのである▼

ピーアンドディーパートナーズ株式会社
 代表取締役社長 董培(ドンペイ)

ピーアンドディーパートナーズ株式会社は、日本企業の関心の高い中国に特化し、中国の安全衛生、環境保護などに関する法規制や規格のデータベース作成及びその情報提供等によって、中国輸出製品の強制的な許認可取得をサポートを行っている。とりわけ中国の各種法規制・規格の調査が得意分野である。また、日本商品の中国市場拡大と日本企業の中国へ事業進出におけるトータルなサポートも提供している。

対象	<ul style="list-style-type: none"> 中国国内で電子情報製品を製造、販売、輸入する場合 有毒、有害物質と元素は、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDF) 付随規定「電子情報製品分類注釈」 		
管理、監督部門	中国情報産業部、中国国家発展改革委員会、中国商務部、中国税関総署、国家工商行政管理総局、国家品質監督検査検疫総局、国家環境保護総局		
汚染制御方法	設計	製品を設計するとき、国家規格あるいは業界の規格に基づいて、生産技術の要求を満たす前提の下で、無毒、無害あるいは低毒、低害の分解しやすく、回収利用が容易な方法を採用しなければならない。	規格 「電子情報製品有毒有害物質制限要求」 SJ/T 11363-2006
	製造、輸入と販売	<ul style="list-style-type: none"> 製造あるいは輸入する電子情報製品に環境保護使用期限を明記する。 有毒、有害な物質または元素の名称、含有量、所在部品及び回収利用可否等を明記する。 製造あるいは輸入した製品の包装物にその包装物材料の名称を表示する。 	規格 ・「環境保護使用期限通則」(未公開) ・「電子情報製品有毒有害物質測定方法」 SJ/T 11365-2006 ・「電子情報製品汚染制御標識要求」 SJ/T 11364-2006 ・「包装標準」 GB18455-2001
	販売と輸入禁止	<ul style="list-style-type: none"> 国家あるいは業界規格に適合しない電子情報製品を販売してはいけない。 輸入製品は、国家規格あるいは業界規格に適合しなければならない。 	
	「電子情報製品汚染制御重点管理目録」の作成、CCC強制認証の実施	政府関連部門は「電子情報製品汚染制御重点管理目録」を作成し、国家認証認可監督管理委員会は法律によって、「重点管理目録」に収める電子情報製品に対して、強制的な製品認証管理を実施する。	
罰則(管理方法違反の場合)	<ul style="list-style-type: none"> 生産、販売の停止命令とその製品の没収 違法に生産、販売した製品の価格と同額以上3倍までの罰金 違法所得の没収 営業許可証の取り上げ 刑事責任の追及 		

図表にまとめると、中国版RoHSは、電子情報製品の設計から、製造、輸入と販売までの各過程において、汚染物質の低減と防止措置を規定されている。

中国環境法規制最新事情

第6回(最終回)「電子製品回収処理管理条例」—中国版WEEE

ピーアンドディーパートナーズ株式会社 代表取締役社長 董培(ドンペイ)
<http://www.pandd.jp>



中国版RoHSと同様に日本で大きく取り上げられてきた中国版WEEE (Waste Electrical and Electric Equipment) について、昨年、中国の関係部門は遅くとも年末までに公布すると明言していたが、この原稿を書いている時点でも棚上げ状態になっている模様。年明け早々、筆者は、中国版WEEEの作成部門である中国発展改革委員会の関係者に問い合わせしてみた。その回答は、2004年11月に國務院の法制弁公室に上申されたままで現在は修正中、ただ今年前半には公布する予定、であった。

中国版WEEEの正式名称は「中国廃旧家電回収処理管理条例」である。この環

境法規制は、自国の電子製品の環境規制を強化するとの目的で、2002年11月に中国発展改革委員会が中国版WEEEとして策定に着手したもの。2006年に発効した欧州のRoHS指令とWEEE指令に対応するとのねらいもある。2003年6月には試案ができて、翌年9月から中国発展改革委員会のホームページ上で、意見募集が行われた。2004年11月、集まった意見を反映させて、「中国廃旧家電回収処理管理条例(審査稿)」が作成され、中国國務院の法制弁公室へ上申されている。以後、國務院からの公布のための審査を待っている状態にある。

中国版WEEEと中国版RoHSは、中国の

具体的な製品に対する環境法規制として、前例のない画期的なものと言える。両規制の共通点は、電子情報製品を対象にしていることが挙げられる。だが前回紹介したように、中国版RoHSは、電子情報製品の製造プロセスに関する環境法規制であるのに対し、中国版WEEEは、電気製品の使用後の回収処理に関する環境法規制である。また、両規制の公布レベルも異なっている。中国版RoHSは、中国の情報産業部を中心に、國務院所属のいくつかの部門が共同で省令レベルで公布。それゆえ制定されてから直ちに公布する

ことができたが、中国版WEEEは中国国内における最上位の行政法規制である國務院条例として公布されることになり、他関連部門の各種規定類との整合性をとる必要も生じてくる。こうしたことが遅々として公布されていない原因だと思われる。

まだ正式には公布されていない中国版WEEEだが、主な内容はほぼ確定しており、その骨子は図表のようになる。

中国版WEEEは、具体的な実施方法などはまだ規定されていない。例えば、図表にまとめたような廃棄家電製品の処理基金についてどのように集めるのか、外国企業から家電製品を中国へ輸入する時どんな責任を負うのか、廃棄家電製品の回収と処理にかかるコストを製造者、回収者、処理者そして消費者の間でどのように負担するのかなど、まだ明確になっていない。施行に伴うこういった細則について、中国版WEEEの公布前後に、関連部門が詳細の規定を作ることになる。

本連載は今回で終わるが、環境改善に力を入れている中国政府は、最近も次々と新しい環境法規制を公布あるいは検討している。例えば、「電子廃棄物汚染環境防止管理方法」は今年2月1日より実施され、「環境汚染税金徴収方法」が現在、検討中である。これらは日本企業の中国ビジネスに影響を与えるのは確実で、今後も次々と新しい環境法規制が登場すると思われるので関係者は常に情報を仕入れておく必要があるだろう。今後も皆様に情報を伝えて、微力ながら中国と日本のビジネスの架け橋の手伝いができればと考えている。

▼
 ピーアンドディーパートナーズ株式会社 代表取締役社長 董培(ドンペイ)
 ピーアンドディーパートナーズ株式会社は、日本企業の高心の高中国に特化し、中国の安全衛生、環境保護などに関する法規制や規格のデータベース作成及びその情報提供等によって、中国輸出品の強制的な許認可取得サポートを行っている。とりわけ中国の各種法規制・規格の調査が得意分野である。また、日本商品の中国市場拡張と日本企業の中国へ事業進出におけるトータルなサポートも提供している。

中国版WEEEの内容概要

法的根拠	「中華人民共和國清潔生産促進法」(注:本連載第3回)、「中華人民共和國固体废物污染环境防治法」	
対象品目	● 中国国内で消費するテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンディショナー、コンピュータ ● その他の随時追加する廃棄家電製品	
適用範囲	中国国内の家電製品の製造者、輸入者、販売者、使用者、アフターサービス及び廃棄家電回収と処理の業者	
管理、監督部門	中国發展改革委員会、中国科学技術部、中国財政部、中国建設部、中国情報産業部、中国商務部、中国税関総署、中国税務総局、国家工商行政管理总局、国家品質監督検査検疫总局、国家環境保護総局	
回収・処理の方式	● マルチで回収し統一的に処理する。処理業者に対し資格認定制度を実施する。 ● 国家は廃棄家電製品の処理基金を設立する。	
適用業者の責任	製造者	● 無毒無害かつリサイクルできる製造物資及び原材料を使用する。 ● 家電製品の説明書に主要部品の原料成分の情報を表示する。 ● 製造者は自分で廃棄家電製品の処理を行ってもよい。資格のある処理業者に廃棄家電製品の処理を委託してもよい。 ● 製造者は、所在地の省レベルの政府部門に自社が製造している家電製品の種類、製造量、販売量及び輸出量などの情報を提出する。
	輸入者と販売者	● 家電製品の輸入者は、所在地の省レベルのエネルギー総合利用管理部門に登録する。登録していない輸入者が輸入する家電製品は、税関で通過できない。 ● 家電製品の販売者及びアフターサービス者は、廃棄家電製品を回収し、資格のある廃棄家電製品の処理業者に引き渡す。 ● 中古家電販売者は処理業者の未検査製品を販売してはいけない。
	回収者と処理者	● 回収者は廃棄家電製品を資格のある処理業者に引き渡す。 ● 処理者は国家の関連技術基準に従って、回収した廃棄家電を検査し、国家中古家電製品の安全基準に適合した中古家電製品にリサイクルマークを貼り付けた上で、中古家電製品の販売者に売り出すことができる。
	消費者	消費者は、廃棄家電製品を家電製品の販売者あるいは回収者に引き渡す。投棄、分解してはいけない。
罰則 (規定違反の場合)	● 期限内の改善指導、生産、販売の停止 ● 1万円(約15万円)から10万円(約150万円)までの罰金 ● 営業許可証の取り上げ ● 刑事責任の追及	